規 則

埼玉県地 球温暖化対策推進条例施行規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

埼玉県規則第五十 八 무

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行 規 則 \mathcal{O} 部 を改正する 規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則 (平成二十一年埼玉県規則第十九号) \mathcal{O}

部 を次のように改正する。

第三条第二項に次の ただし 書を加 える。

が ただし、 できないと認 災害その めら れるときは、 他やむを得ない事由 知事が当該事 によ り当 ,由を勘 |該期限 案し 内 に当該 て定める期限までに提 提出 をすること

出をしなければなら ない。

第六条、

に 加える。 第十六条第二項、 八条及び第二十三条第二項に後段とし

て次

0 よう

この場合に お いては、 第三条第二項ただ し書の規定を準用する。

附 則

の規則は、 公布 \mathcal{O} カュ ら施行する。